

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会
放送設備安全信頼性検討作業班1及び2（令和元年第1回） 議事概要（案）

1 日 時

令和元年9月2日（月） 14時00分～15時30分

2 場 所

経済産業省別館 11階 1111会議室

3 議 題

- (1) 検討の進め方について
- (2) 放送事業者等における取り組み状況について
- (3) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】

作業班1：甲藤主任（早稲田大学）、植田（NTT）、鶴飼（衛星放送協会）、形山（TBSテレビ）、川島（エフエム東京）、佐々木（パナソニック）、清水（NEC）、仙澤（スカパーJSAT）、高田（日本民間放送連盟）、高田（東京工業大学）、武居（日立国際電気）、樽見（テレビ東京）、中島（WOWOW）、浜口（NICT）、林（日本テレビ）、藤田（テレビ朝日）、村山（日本放送協会）、森本（フジテレビ）、矢島（BSAT）、山影（東芝インフラシステムズ）、山本（ニッポン放送）、脇屋（日本コミュニティ放送協会）

作業班2：上園主任（日本ケーブルラボ）、泉（住友電気工業）、井戸（シンクレイヤ）、大内（KDDI）、大原（マスプロ電気）、尾崎（日本放送協会）、加藤（首都圏ケーブルメディア）、金子（フジクラエンジニアリング）、川島（パナソニック）、木谷（ぷらら）、河内（関電工）、中島（日本ケーブルテレビ連盟）、中丸（日本CATV技術協会）、門馬（ミハル通信）、渡邊（ジュピターテレコム）

【オブザーバー】佐藤（日本民間放送連盟）、上原、小林、藤沢（ICT-ISAAC）

【事務局】塩崎、中野、恩田（放送技術課）、水落、高山、木村（地域放送推進室）

5 配付資料

資料安信作1-1 作業班における検討の進め方について（事務局）

資料安信作1-2 サイバーセキュリティへの取組（日本放送協会）（構成員限り）

資料安信作1-3 放送セプターにおけるサイバーセキュリティ対策の概要（一般社団法人日本放送連盟（一部構成員限り）

資料安信作 1-4 放送設備サイバー攻撃対策ガイドラインについて（一般社団法人 ICT-ISAAC）（一部構成員限り）

参考資料安信作 1-1 「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」（諮問第2031号）のうち「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」の検討開始について

6 議事概要

塩崎放送技術課長からの挨拶、配付資料の確認の後、議事次第に沿って検討を行った。

（1）検討の進め方について

作業班における検討の進め方について、事務局より資料安信作 1-1 「作業班における検討の進め方について（事務局）」に基づき説明が行われ、了承された。

（2）放送事業者等における取り組み状況について

放送に係る設備の安全・信頼性の対策状況について、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟及び一般社団法人 ICT-ISAAC から説明が行われた後、質疑応答があった。主なやりとりは、以下のとおり。

○（日本放送協会からの説明について）

- ・放送ネットワークの伝送フローは、基本的に片方向の回線構成という理解で問題ないか。（甲藤主任）

→そのとおり。（日本放送協会）

○（日本民間放送連盟からの説明について）

- ・ガイドラインに基づく放送事業者側の対応事例としては、どのようなものがあるのか。（事務局）

→民放連セミナー等で（ICT-ISAACのガイドラインを）紹介した際に、放送事業者から「メーカーへのシステム発注などにおいて活用している」という事例は聞いているが、各社の詳細な対応状況までは把握していない。当ガイドライン自体、あくまでセキュリティを高めるための参考情報という位置付けである。（日本民間放送連盟）

- ・放送セプター及び ICT-ISAAC、それぞれのガイドラインがあるとのことだが、放送セプターとしてのガイドラインはどのように活用しているのか。（上園主任）

→放送セプターとしてのガイドラインは、放送設備だけでなく放送全般の情報セキュリティ確保に関わるものであるため、放送設備のサイバーセキュリティ対策には ICT-ISAAC のガイドラインの方が実用的である。（日本民間放送連盟）

○（ICT-ISACからの説明について）

- ・インシデントが発生したときの情報共有については、ガイドラインに含まれるのか。（甲藤主任）

→放送事業者内部における情報共有は含まれているが、放送事業者間における情報共有は含まれていない。放送事業者間の情報共有は、民放連からの説明にもあったように放送設備に特化せず一般業務向けの端末やシステムで発生したものも含めて放送セプターの枠組みで行われている。放送設備でインシデントが発生した場合もこの枠組みで情報共有が可能である。（ICT-ISAC）

- ・例えば、ファイルをやりとりするときの対策を定めるような場合、どのようなルールを定めるべきか、具体的な情報提供もしているか。（事務局）

→当ガイドラインは基本的には参考情報として提供しているもので、ルールとして定められる内容を示しているものではないと考えている。また、今後、マスター設備等新規に放送設備を設計、構築する場合において、その注意すべき事項を記載している。その上で、ご質問については、例えば、推奨されるチェックリストにおいて、「リモートメンテナンス実施時の留意事項」「開発したアプリケーションソフトウェアの更新版をリリースするときの注意すべき事項」等その一部に、現用設備に適用できそうな記述もある。（ICT-ISAC）

（3）その他

参考資料安信作1-1「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」（諮問第2031号）のうち「地上デジタルテレビジョン放送等の安全・信頼性に関する技術的条件」の検討開始について、について、事務局より説明が行われた。

（4）閉会

次回会合について、9月13日午後、作業班1及び2による合同開催を予定している旨、事務局から周知があった。

以上